

社団法人生命保険協会による災害地域生保契約照会制度の開始について

アイエヌジー生命保険株式会社

このたびの東北地方太平洋沖地震により被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

弊社では、当該地震により災害救助法が適用された地域のご契約者様にご加入いただいております保険契約につきまして、保険料払込猶予期間の延長の実施や各種保全・保険金手続請求に関して必要書類の一部省略等を行うことにより、簡易迅速な手続請求のお取扱いをさせていただきます。

これに加えて、弊社も加盟しております社団法人生命保険協会および加盟会社47社にて、2011年4月1日より「災害地域生保契約照会制度」が開始されましたので、以下ご案内申し上げます。

● 本制度の主旨

本制度は、当該地震による保険契約の関係者（保険契約者、被保険者、死亡保険金受取人）様の行方不明やご逝去、あるいは保険証券の焼失・滅失等により保険契約に関する情報等が不明となり、保全・保険金請求を行うことが困難な方からの契約照会について、社団法人生命保険協会および加盟会社47社が合同で契約有無の調査を実施し、照会者様に対してご回答を行っていく制度です。

● 本制度の概要

まずは、社団法人生命保険協会（以下、同協会）が設置する“**災害地域生保契約照会センター**”宛に照会者様より契約照会依頼のお電話をお願いいたします。

☆ 連絡先電話番号：フリーダイヤル **0120-001731** ※月～金曜日（祝祭日を除く）9：00～17：00

同協会が受付けた契約照会案件については、同協会より加盟会社47社に対して契約有無の調査指示がされ、原則として約2週間程度の期間をもって照会者様に回答を実施させていただきます。なお、契約がある場合は該当の生命保険会社より、契約がない場合は同協会より回答いたします。

● 本制度の利用条件

- ① 照会者となれるのは、原則として保険契約の関係者である**被災者様の家族または遺族（配偶者・親・子・兄弟姉妹）**の方です。
- ② 照会対象は、同協会加盟47社が取り扱う生命保険契約のうち、団体保険や団体年金保険等を除いた**個人保険契約（※）**となります。
※保険種類が個人保険に分類される契約であれば、契約者が個人であるか法人であるかは問いません。
- ③ 契約照会依頼の受付に際し、**保険契約の関係者である被災者様および照会者様の氏名・性別・生年月日・住所（被災前）・電話番号**等の個人情報、ならびに**被災者様と照会者様とのご関係や照会理由**等をお尋ねし、その**情報を同協会および加盟47社にて共有**することとなりますので、あらかじめご了承ください。
- ④ 原則として契約照会の依頼受付から2週間を目処にご回答いたしますが、加盟会社47社の全社において調査を行うため、更に時間を要することも想定されますので、あらかじめご了承ください。
- ⑤ 照会者様が保険契約の関係者やその家族・遺族の方ではない場合など、**プライバシー保護の観点等から契約照会のご依頼やご回答を承れない場合があります**ので、あらかじめご了承ください。

以上

◎ 当社の保険契約に関するご請求やご質問につきましては、サービスセンターまでお問い合わせください。

フリーダイヤル 0120-521-513

受付時間：9時～17時（土日・祝祭日・年末年始を除く）

月曜日など休日明けは大変混み合いますので、あらかじめご了承ください。